

規制基準

騒音・振動の規制基準として、規制対象施設を設置する工場等の敷地境界における大きさの許容限度が次のとおり定められています。

騒音					振動		
	朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～6時		昼間 8時～19時	夜間 19時～翌日8時
第1種区域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB	第1種 (騒音規制法の第1種区域 及び第2種区域)	60 dB	55 dB
第2種区域	50 dB	60 dB	50 dB	45 dB			
第3種区域	60 dB	65 dB	60 dB	50 dB	第2種 (騒音規制法の第3種区域 及び第4種区域)	65 dB	60 dB
第4種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB			

騒音・振動に係る特定施設一覧

特定施設名		騒音		振動
		騒音規制法	岐阜県公害防止条例	振動規制法
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上	—	—
	製管機械	すべてのもの	—	—
	ベンディングマシン	ロール式で原動機の定格出力が 3.75kw 以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上	—	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw 以上	—	原動機の定格出力が 1kw 以上
	鍛造機	すべてのもの	—	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が 37.5kw 以上
	ブラスト	タンブラスト以外で密閉式を除く	—	—
	タンブラー	すべてのもの	—	—
	切断機	といしを用いるもの	—	—
	研磨機	—	原動機の定格出力の合計が 15kw 以上	—
	空気圧縮機および送風機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上	製材・木工場で原動機の定格出力の合計が 10kw 以上	圧縮機で原動機の定格出力が 7.5kw 以上
	土石用・鉱物用の破碎機等	原動機の定格出力が 7.5kw 以上	—	原動機の定格出力が 7.5kw 以上
	織機	原動機を用いるもの	—	原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	混練容量が 0.45 m ³ 以上(気泡コンクリートプラント除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練重量が 200kg 以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力が 2.95kw 以上
	コンクリート管(柱)製造機械	—	—	原動機の定格出力が 10kw 以上

穀物用製粉機		ロール式で原動機の定格出力が 7.5kw 以上	—	—
木材加工機械	ドラムバッカー	すべてのもの	—	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kw 以上	—	原動機の定格出力が 2.2kw 以上
	砕木機	すべてのもの	—	—
	帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用は 15kw 以上、 木工用は 2.25kw 以上	—	—
	丸のこ盤		—	—
	かな盤	原動機の定格出力が 2.25kw 以上	—	—
抄紙機		すべてのもの	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が 2.2kw 以上
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	—	すべてのもの
合成樹脂用粉碎機		—	原動機の定格出力が 3.75kw 以上	—
鋳造型機		シヨルト式のもの	—	シヨルト式のもの
ゴム練用又は合成樹脂用ロール機		—	—	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が 30kw 以上
窯業焼成炉用バーナー		—	燃料能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上	—
撚糸機		—	原動機を用いるもの	—
紙工機械（コルゲーティングマシン）		—	原動機の定格出力が 7.5kw 以上	—
高速切断機		—	原動機の定格出力が 2.25kw 以上	—
走行クレーン		—	すべてのもの	—
クーリングタワー		—	原動機の定格出力が 0.75kw 以上	—
冷凍機		—	原動機の定格出力が 7.5kw 以上	—
タイル成型用プレス		—	すべてのもの	—